

○今治市公園条例施行規則

平成17年 1 月 16日

規則第187号

改正 平成17年 3 月 30日規則第267号

平成17年 3 月 31日規則第268号

平成18年 9 月 29日規則第83号

平成19年 9 月 28日規則第67号

平成20年 3 月 31日規則第33号

平成23年 3 月 31日規則第25号

平成24年 3 月 26日規則第 8 号

平成27年 3 月 31日規則第13号

平成28年 3 月 22日規則第34号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、今治市公園条例（平成17年今治市条例第207号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間及び使用時間)

第 2 条 有料公園施設の使用期間又は使用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第 3 条 削除

(申請書及び許可書の様式)

第 4 条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項及び第 3 項並びに条例第 5 条の規定による申請書及び許可書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 公園施設設置許可申請書兼許可書（別記様式第 1 号）
- (2) 公園施設管理許可申請書兼許可書（別記様式第 2 号）
- (3) 公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書兼許可書（別記様式第 3 号）
- (4) 公園占用許可申請書兼許可書（別記様式第 4 号）
- (5) 公園占用許可事項変更許可申請書兼許可書（別記様式第 5 号）
- (6) 公園内行為許可申請書兼許可書（別記様式第 6 号）
- (7) 公園内許可行為変更許可申請書兼許可書（別記様式第 7 号）

(届出書)

第 5 条 条例第 9 条各号の規定による届出書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 工事完了届出書（別記様式第8号）
- (2) 公園使用廃止・原状回復届出書（別記様式第9号）

第6条から第8条まで 削除

（有料公園施設の使用許可）

第9条 桜井総合公園の有料公園施設のうち、球技場及び庭球場の使用の許可を受けようとする者は、有料公園施設使用許可願（別記様式第13号）を市長に提出して、有料公園施設使用許可書（別記様式第14号）の交付を受けなければならない。

- 2 桜井総合公園の有料公園施設のうち、ボブスレー及びモノレールカーの使用許可は、使用券の交付（市長が特別に認めるときは、提示）により、これに代えることができる。
- 3 今治交通公園の有料公園施設の使用許可は、使用券（別記様式第15号）の交付により、これに代えることができる。
- 4 市制50年記念公園の有料公園施設のうち、野外ステージの使用の許可を受けようとする者は、市長に有料公園施設使用許可願（別記様式第13号）を提出して、有料公園施設使用許可書（別記様式第14号）の交付を受けなければならない。
- 5 市制50年記念公園及び星の浦海浜公園の有料公園施設のうち、売店の使用は、一般競争入札の方法により入札を行い、その落札者に落札金額をもって使用を許可する。
- 6 今治西部丘陵公園の有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、今治西部丘陵公園学習棟使用許可申請書（別記様式第15の2）を市長に提出して、今治西部丘陵公園学習棟使用許可書（別記様式第15の3）の交付を受けなければならない。ただし、今治自然塾環境教育プログラムコースの使用の場合は、別に定める利用券の交付により申請及び許可に代えることができる。
- 7 かわら館を使用しようとする者は、瓦のふるさと公園有料公園施設使用許可申請書（別記様式第16号）を市長に提出し、瓦のふるさと公園有料公園施設使用許可書（別記様式第17号）の交付を受けなければならない。ただし、観覧のための使用の場合は、観覧券（別記様式第18号）の交付により申請及び許可に代えることができる。

第10条から第12条まで 削除

（使用料の減免及び還付）

第13条 条例第21条又は第22条の規定により、使用料の減額若しくは免除又は還付を受けようとする者は、公園使用料減免・還付申請書（別記様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（立入検査証）

第14条 条例第25条の規定により、立入り検査する職員は、要求があるときは立入検査証（別記様式第20号）を提示しなければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治市公園条例施行規則（昭和56年今治市規則第7号）、朝倉村都市公園条例施行規則（平成4年朝倉村規則第17号）、玉川町都市公園条例施行規則（平成元年玉川町規則第3号）、波方町公園条例施行規則（昭和57年波方町規則第3号）、大西町都市公園条例施行規則（平成7年大西町規則第6号）又は菊間町都市公園条例施行規則（昭和61年菊間町規則第3号）（次項においてこれらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 当分の間、この規則の規定にかかわらず、合併前の規則により定められていた様式を使用する。

（読替規定）

4 条例第26条の規定により管理公園施設等の管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条第1項並びに第9条第1項、第2項、第6項及び第7項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

（様式の特例）

5 条例第26条の規定により管理公園施設等の管理を指定管理者に行わせた場合において、別記様式第13号、別記様式第14号、別記様式15号の2から別記様式第18号まで及び別記様式第20号の様式は、これらを標準として指定管理者が別に定める。

附 則（平成17年3月30日規則第267号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第268号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第83号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第67号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第33号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第25号）

この規則は、平成23年4月17日から施行する。

附 則（平成24年3月26日規則第8号）

この規則は、平成24年3月31日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

都市公園	施設区分	使用期間	使用時間
桜井総合公園	球技場の夜間照明施設	4月1日から11月30日まで	日没～21：30
	庭球場の夜間照明施設		日没～22：00
	ボブスレー及びモノレールカー	次の各号に掲げる日 以外の日 (1) 月曜日（同日が、 国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律 第178号。以下「祝日 法」という。）に規 定する休日であると きは、その日後にお いて、その日に最も 近い祝日法に規定す る休日でない日） (2) 12月29日から翌年 1月3日までの日	9：00～16：30
今治交通公園	有料公園施設	次の各号に掲げる日	9：00～16：30

		<p>以外の日</p> <p>(1) 月曜日（同日が、祝日法に規定する休日であるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日までの日</p>	
市制50年記念公園	野外ステージ	1月4日から12月28日までの日	9：00～17：00
今治西部丘陵公園	今治自然塾環境教育プログラムコース	1月4日から12月28日までの日	9：00～16：00
	学習棟		8：30～22：00
瓦のふるさと公園	かわら館（実習館を含む。）	<p>次の各号に掲げる日</p> <p>以外の日</p> <p>(1) 月曜日（同日が、祝日法に規定する休日であるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日までの日</p>	9：00～17：00

別記様式第1号(第4条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

申請者 住 所

氏 名 印

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設の設置許可を受けたいので申請します。

公 園 名		設置の位置	
公 園 設 施	種 類	施設の構造	
	数 量	面 積	平方メートル
設 置 の 目 的			
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(間)		
施 設 の 管 理 方 法			
工 事 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		
工 事 の 実 施 方 法		公園の復旧方法	
設置及び管理に要する資金計画			
使 用 料	円()		
添 付 書 類	設計書 仕様書 図面 写真		

記号第 号

公園施設設置許可書

上記につき次の条件を付し許可する。

年 月 日

今治市長

印

許可条件

別記様式第2号(第4条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

申請者 住 所

氏 名 印

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設の管理許可を受けたいので申請します。

公 園 名		
公園施設	種 類	
	数 量	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(間)	
管 理 の 方 法		
管理に要する資金計画		
その他必要な事項		
使 用 料	円()	
備考		

記号第 号

公園施設管理許可書

上記につき次の条件を付し許可する。

年 月 日

今治市長 印

許可条件

別記様式第3号(第4条関係)

公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

申請者 住 所

氏 名 印

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設設置(管理)許可事項変更の許可を受けたいので申請します。

公 園 名		
既に受けた許可の年月日及び許可番号	年 月 日	
	記号第 号	
公園施設	種 類	
	数 量	
変 更 す る 事 項		
変 更 す る 理 由		
設置(管理)の期間	年 月 日から	年 月 日まで(間)
使 用 料	円()	
添 付 書 類	①設計書、仕様書及び図面、写真 ②施設設置(管理)許可書	

記号第 号

公園施設設置(管理)許可事項変更許可書

上記につき次の条件を付し許可する。

年 月 日

今治市長

印

許可条件

別記様式第4号(第4条関係)

公園占用許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

申請者 住 所

氏 名 印

都市公園法第6条第1項の規定により、次のとおり公園占用の許可を受けたいので申請します。

公 園 名		占用の位置	
占用物件	種 類	構 造	
	数 量	面 積	平方メートル
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(間)		
占用物件の管理方法			
工事の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		
工事の実施方法			
公園の復旧方法			
その他必要な事項			
使 用 料	円()		

記号第 号

公園占用許可書

上記につき次の条件を付し許可する。

年 月 日

今治市長

印

許可条件

別記様式第5号(第4条関係)

公園占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

申請者 住 所

氏 名 印

都市公園法第6条第3項の規定により、次のとおり公園占用許可事項変更の許可を受けたいので申請
します。

公 園 名	
既 に 受 け た 許 可 の 概 要	年 月 日
	記号第 号
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
そ の 他 必 要 な 事 項	
使 用 料	円()
添 付 書 類	公園占用許可書

記号第 号

公園占用許可事項変更許可書

上記につき次の条件を付し許可する。

年 月 日

今治市長 印

許可条件

別記様式第6号(第4条関係)

公園内行為許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

申請者 住 所

氏 名 印

今治市公園条例第5条の規定により、次のとおり公園内行為の許可を受けたいので申請します。

公 園 名		行為の位置	
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容			
行 為 の 参 加 人 員	人		
行 為 の 面 積	平方メートル()		
行 為 の 期 間	年 時	月 分	日 時 分
そ の 他 必 要 な 事 項			
使 用 料	円()		
備 考			

記号第 号

公園内行為許可書

上記につき次の条件を付し許可する。

年 月 日

今治市長 印

許可条件

別記様式第7号(第4条関係)

公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

申請者 住 所

氏 名 印

今治市公園条例第5条の規定により、次のとおり公園内許可行為変更の許可を受けたいので申請します。

公 園 名	
既 に 受 け た 許 可 行 為 の 概 要	年 月 日
	記号第 号
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 時 分まで
そ の 他 必 要 な 事 項	
使 用 料	円()
備 考	

記号第 号

公園内許可行為変更許可書

上記につき次の条件を付し許可する。

年 月 日

今治市長 印

許可条件

別記様式第8号(第5条関係)

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

届出者 住 所

氏 名 印

今治市公園条例第9条の規定により、次のとおり工事を完了しましたのでお届けします。

公 園 名	
許可を受けた年月日 及び 許 可 番 号	年 月 日 記号第 号
工事を行った公園 施設又は占用物件	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
工 事 施 工 者	住 所 氏 名
その他必要な事項	
備 考	

別記様式第9号(第5条関係)

公園 使用廃止届出書
原状回復

年 月 日

(宛先)今治市長

(電話)

届出者 住 所

氏 名 印

今治市公園条例第9条の規定により、次のとおり公園の^{使用廃止}原状回復をしたのでお届けします。

公園名	
許可を受けた年月日	年 月 日
及び許可番号	記号第 号
使用等を廃止し、若しくは原状回復した公園施設又は占用物件	
使用等の廃止又は原状回復した年月日	年 月 日
その他必要な事項	
備考	

別記様式第13号(第9条関係)

番号

有料公園施設使用許可願

(宛先)今治市長

今治市公園条例に基づき、次のとおり使用したいから許可くださるようお願いします。

使用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
照明点灯時間	時 分
施設の名称	
使用人員	人

使用目的	
申請者	住所 (電話)
	氏名
使用料	円()
申請年月日	年 月 日

番 号

有 料 公 園 施 設 使 用 許 可 書

次のとおり許可する。ただし、次の条件を付する。

- 1 使用後は、原状に回復すること。
- 2 許可書の提示を求められたときは、これを提示し、その指示に従うこと。
- 3 他人に使用权を譲渡しないこと。
- 4 営業行為はしないこと。

使 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
照 明 点 灯 時 間	時 分
施 設 の 名 称	
使 用 人 員	人

年 月 日
今治市長 印

使 用 目 的		
申 請 者	住 所	(電話)
	氏 名	
使 用 料	円()	
申 請 年 月 日	年 月 日	

別記様式第15号(第9条関係)

(表)

No. 000000		No. 000000
	今 治 交 通 公 園	
使 用 券	動 力 式 豆 自 動 車 使 用 券	
	発行当日1回限り	円

(裏)

◎ 注 意	
1 この券は、ご使用にならない場合でも料金の払戻しはいたしません。	切
2 この券は、再発行いたしません。	取
3 この券は、使用のとき必ず係員に示して切り取ってもらってください。	線

別記様式第15の2(第9条関係)

今治西部丘陵公園学習棟使用許可申請書

使用の目的	年 月 日 曜日 時～ 時
行事の名称	
行事の 予定時間	準備 時～ 時
	第1回 ～
	第2回 ～
	第3回 ～
	後始末 ～
入場予定 人員	人
入場料等	1徴す 2徴しない 〔大人 円〕 〔小人 円〕
使用責任者	住所
	氏名
	連絡先
販売物品名	
場内整理者	ほか 人
入場券 取扱先	住所 取扱先名
特記事項	

	使用区分	使用時間	使用料
学 習 棟	工 房	時 時 ～	円
	レクチャールーム	時 時 ～	
	工房及びレクチャ ールーム	時 時 ～	
	展 示	月 日 ～ 月 日	
		計	

年 月 日

(宛先)今治市長

上記のとおり申請します。

住所又は所在地.....
申請者

氏名又は名称.....印
連絡先電話番号

別記様式第15の3(第9条関係)

今治市指令記号第 号
年 月 日

今治西部丘陵公園学習棟使用許可書

様

今治市長

印

使用の目的	年 月 日 曜日 時～ 時
行事の名称	
行事の 予定時間	準備 時～ 時
	第1回 ～
	第2回 ～
	第3回 ～
	後始末 ～
入場予定 人員	人
入場料等	1徴す 2徴しない 〔大人 円〕 〔小人 円〕
使用責任者	住所
	氏名
	連絡先
販売物品名	
場内整理者	ほか 人
入場券 取扱先	住所 取扱先名
特記事項	

使用区分	使用時間	使用料
工 房	時 時 ～	円
レクチャールーム	時 時 ～	
工房及びレクチャ ールーム	時 時 ～	
展 示	月 日 ～	
	月 日	
学 習 棟		
計		

住所又は所在地.....

申請者

氏名又は名称.....

連絡先電話番号

別記様式第16号(第9条関係)

瓦のふるさと公園有料公園施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称 印

連絡先電話番号 () -

今治市公園条例第17条の規定により、有料公園施設を使用したいので許可されるよう次のとおり申請します。

使 用 施 設	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
参 加 予 定 人 員	人
使 用 備 品	
備 考	

受 付	・	・	許 可	・	・	使 用 料	円
-----	---	---	-----	---	---	-------	---

別記様式第17号(第9条関係)

瓦のふるさと公園有料公園施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった有料公園施設の使用については、次のとおり許可します。

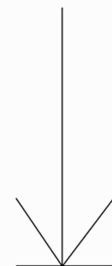
使 用 施 設	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
使 用 料	
使 用 備 品	
許 可 条 件	1 都市公園法及び今治市公園条例又は条例施行規則を守ること。

- (注) 1 使用の開始に当たっては、この許可書を管理者に提示すること。
2 使用者はその使用を終わったときは、管理者に申し出ること。
3 使用後の整理、原状回復はすべて使用者が行うこと。
4 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は許可書を譲渡しないこと。

別記様式第18号(第9条関係)



5~10センチ
メートル



10~22センチメートル



別記様式第19号(第13条関係)

公園使用料 減免申請書
還付

年 月 日

(宛先)今治市長

申請者 住 所
氏 名 印

今治市公園条例第21条・第22条の規定により、次のとおり公園使用料の減額・免除(還付)を受けた
いので申請します。

公 園 名	
許可を受けた年月日	年 月 日
及び許可番号	記号第 号
許 可 内 容	
減額・免除を受ける理由及び金額	円
既納の公園使用料及び還付を請求する理由及び金額	円
その他必要な事項	
備 考	

別記様式第20号(第14条関係)

立 入 検 査 証

職 名	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
1 この者は、公園内の公園施設占有物件又は使用場所に立入り、検査等の事務に従事する職員であることを証明する。		
2 この検査証は、今治市公園条例施行規則に基づき交付する。		

(公園管理者)

今治市長

第

号

年 月 日交付

印

今治市公園条例抜粋

(検査等)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況等について使用者に報告を求め、実地について検査し、又はその結果に基づいて必要な措置を命ずることができる。

2 使用者は、前項の規定による報告及び検査を拒むことができない。

